

新たな正義論の可能性 —ギリガンとセンを中心にして—

Possibility of New Theory of Justice
-Focusing on Gilligan and Sen-

友枝敏雄*

Toshio TOMOEDA

Abstract

Since the publication of Rawls's 'A Theory of Justice' in 1971, discussions on justice have been developed based on Rawls's work as a starting point. The purpose of this paper is to examine Gilligan's ethics of care and Sen's capability approach as post-Rawls theories of justice, and to look for a different path from Rawls's. Rawls's theory of justice is constructed based on actors who can make independent and autonomous decisions. Gilligan, by contrast, considers ethics of care in interdependent relationships. Furthermore, Sen, using the concept of capability, attempts to consider equality and inequality by acknowledging an 'overwhelming asymmetry' among people. By drawing on ethics of care and capability approach, it is possible to envision social welfare and justice that are appropriate to the 21st century.

キーワード：正義, ロールズ, ケアの倫理, ハインツのディレンマ, ギリガン, ケイパビリティアプローチ, セン, 不条理な苦痛

I はじめに

「正義(justice)」について考えることは、倫理学、政治哲学、公共哲学、社会学という学問分野における中心的なテーマである。正義という言葉から、「勸善懲惡」物語における正義の味方を連想したり、「そもそも正義は存在するのか」という問い合わせたりしはじめると、「正義(justice)」を考えることに懐疑的になる人がいるかもしれない。

しかし西洋の思想史では、古代ギリシャのアリストテレスが正義について論じていることは、あまりにも有名である^{注1}。そして古代ギリシャから2000年以上経過した20世紀後半から、正義が、アカデミアにおいてホットなテーマになってきた。その最大の要因は、ロールズが1971年に『正義論』(Rawls, 1971 訳 2010) を刊行したことにある。ここ50年強の正義をめぐる議論は、ロールズを俎上に上げることによって展開してきたと言っても過言ではない。

* 関西国際大学社会学部

この論考では、ロールズの正義論に対して代案(alternative)を提示した注2ギリガンとセンの議論を取り上げ、今日的な意義を検討する。そのためには、ロールズの正義論についてのある程度の理解が必要となる。そこで、ロールズの正義論についての共通理解を出発点にすることにしよう。

II ロールズの正義論^{注3}

1. 基礎構造と基本財

ロールズは、正義の第一義的な主題を、社会の基礎構造だとする。基礎構造とは、「主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式」である（Rawls,1971 訳 2010 : 10-11）。

より具体的に表現するならば、基礎構造には社会的地位が含まれており、人々はその社会的地位に配置される、つまり高い地位を獲得することによって優遇される人と、低い地位に就くことによって冷遇される人が出現するのであるが、それが正義であるかどうかが問われていく。ここに社会の基礎構造が正義の第一義的な主題であるという意味が示されている注4。

社会の基礎構造によって、基本財が分配されるのであるが、基本財は自然本性的な基本財と社会的な基本財からなる。自然本性的な基本財とは、健康、体力、知能、想像力といったものであり、社会的な基本財とは、権利、自由、機会、所得と富、（社会的）自尊^{注5}だとする（Rawls,1971 訳 2010 : 86-87）。社会的な基本財がどのように分配されるかは、社会の基礎構造によって決まってくる。その際、社会の基礎構造が正義であるのかどうかが明らかになり、正義の問題が顕在化するのである。そのような正義の問題を解決する原理として、ロールズは、有名な正義の二原理を提出する。

2. 正義の二原理

ロールズの正義の二原理は、以下の通りである（Rawls,1971 訳 2010 : 403）

第一原理 各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといつてもすべての人の自由の同様な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。
 - (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯するよう
- に。

3. 一つの思考実験－原初状態、無知のヴェール、反照的均衡－

ロールズは、正義の二原理が導出される過程を、原初状態、無知のヴェール、反照的均衡という概念を用いて説明することを試みている。この説明はあくまで一つの思考実験としてなされるものである。

まず原初状態とは、「社会契約説における自然状態に対応するもの」であり、「ひとつの正義にたどり着くべく特徴づけられた純粋な仮説的な状況」である（Rawls,1971 訳 2010 : 18）。盛山(2006 : 73)の指摘する通り、原初状態とは、「何が公正な規範的原理か」について人々が合意に達することができるような架空の社会的場面である。

原初状態は無知のヴェールにおおわれている。無知のヴェールとは、「誰も社会における自分の境遇,階級上の地位や社会的身分について知らないばかりでなく,もって生まれた資産や能力,知性,体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかについても知っていないというもの」のことであり、「さらに,契約当事者たちは各人の善の構想やおのれの特有の心理的な性向も知らない」ことである。無知のヴェールにおおわれていると、「諸原理を選択するにあたって,自然本性的な偶然性や社会状況による偶発性の違いが結果的にある人を有利にしたり不利にしたりすること」もなくなるのである (Rawls,1971 訳 2010 : 18)。こうした原初状態のもとで,道徳的人格を有する個人が合理的に思考すると,正義の二原理に到達するのである。

合理的思考において用いられるのが,マキシミン・ルールである。マキシミン・ルールとは,ゲーム理論においてプレイヤーが選択する戦略の一つであり,相手の出方によって決まる利得のうち最悪のものを考え,そうした最悪の利得の中でもっともましな利得を得るような選択肢を採用する戦略のことである (盛山, 2006 : 76-80)。

反照的均衡とは,「原初状態で選択される諸原理が<正義に関する私たちのしっかりした(熟考された)確信>と合致するかどうか,あるいはそれらの確信を無理なく拡張したものであるかどうかを調べる」(Rawls,1971 訳 2010 : 28)ことである。反照的均衡に関するロールズの説明はきわめて難解であるが,あえて誤解を恐れずに表現するならば,正義に関する諸原理と,我々が現実社会との関係において生み出された確信(もしくは判断)との対応関係のプロセスを捉えたものが,反照的均衡である。さらに言うならば,正義に関する諸原理が現実の問題にどのように適用されるかを検討するなかで,原理と確信(もしくは判断)との一貫性を確保するということである。たとえば「男性と女性との間に差別があつてはならない」あるいは「健常者と障がい者との間に差別があつてはならない」という原理を,現実の雇用の場での慣行と照らし合わせながら,平等および差別の意味を検討するというのが,これにあたる。

このような思考実験をふまえると正義の二原理を提唱できるというのが,ロールズの主張である。正義の二原理のうちの第一原理は基本的諸自由の原理であり,第二原理の(b)が公正な機会均等の原理,(a)が格差原理と呼ばれている。

4. 正義の二原理の歴史的意義

よく知られているように,ロールズの正義の二原理の意義は2つある。第1は最大の意義というべきであり,格差原理を提出したことにある。ロールズが『正義論』の研究を行った1950年代,1960年代は,第二次世界大戦後のアメリカの覇権(パックスアメリカーナ)および西欧における福祉国家体制の時代であった。同時にアメリカでは人種差別が続くなじで公民権運動が活発化し,1964年7月に公民権法が成立する。この公民権運動の象徴的存在が1968年に暗殺されるキング牧師だった。また1961年のアメリカ軍による軍事介入に始まるベトナム戦争の長期化が社会に暗い影を投げかけていた。ベトナム戦争は,1976年の北ベトナムによる南北統一により終結するのであるが,こうした時代状況のなかで1971年にロールズの『正義論』が登場したのであった。

第44代アメリカ大統領オバマ(2009年-2017年)の努力にもかかわらず,現在もなお,アメリカには健康保険制度がない。アメリカでは,社会のセーフティネットとしての福祉という考え方方が希薄である。オバマよりも約40年近く前に,ロールズが格差原理を提唱したことの意義の大きさは,はかりしないといってよいであろう。

第2は、正義の二原理がこれまでの西欧思想の潮流を的確に継承していることである。フランス革命の政治的理念は、自由、平等、博愛（友愛）であった。自由は、ロールズのいう基本的諸自由の原理に対応し、平等は公正な機会均等の原理に対応し、博愛（友愛）は格差原理に対応しているのである。またT.H.マーシャル（Marshall, 1950 訳 1993）は、イギリスにおける市民権の発展を＜公民的市民権（civic citizenship）→政治的市民権（political citizenship）→社会的市民権（social citizenship）＞として捉えているが、公民的市民権はロールズのいう基本的諸自由の原理に対応し、政治的市民権は公正な機会均等の原理に対応し、社会的市民権は格差原理に対応している。マーシャルは社会福祉の文脈で具体的に論じているのに対して、ロールズは社会契約論、カント哲学の系譜のなかで議論を展開しているから、マーシャルに比べて格段に抽象的な議論になっている。しかし両者の提示するものが似通っているということは、両者が西欧思想の展開を的確に捉えているということである。

III ギリガンの『もうひとつの声』

1. ロールズ以降

周知の通り、ロールズの『正義論』はセンセーショナルなほどの反響をまきおこした。ロールズ以降の正義論は、ロールズに賛同するにせよ、批判するにせよ、ロールズをいわばベースラインとしながら展開していった。このような文脈のなかで、ギリガンの『もうひとつの声』が登場してきた。

ギリガンは、発達心理学者コールバーグ^{注6}のもとで学んでいる。この著書が出版されたのは、1982年であり、ロールズの『正義論』が刊行されて11年後である。日本語訳は1986年に出版されている。

本書は、倫理学、社会学、フェミニズム研究を中心とした分野に大きな影響を与える、「ケア論」「ケアの倫理」の出発点となった書籍として評価されている。本論考でも、この著書の紹介を通して、ギリガンの主張を再構成し、正義論を構築する上でいかなる意義を有しているのかを、あらためて検討することにしたい^{注7}。

2. 『もうひとつの声』の構成

本書の構成は以下の通りである。

- I 男性のライフサイクルのなかでの女性の位置
- II 人間関係のイメージ
- III 自己と道徳の概念
- IV 危機と移行
- V 女性の権利と女性の判断
- VI 成熟の姿

原著は184頁（邦訳は311頁）であり。それほど大部の著作ではない。主要な論点は、I II IIIで論じられているので、ここではI II IIIを中心にして、『もうひとつの声』の内容を紹介していく。

3. I 男性のライフサイクルのなかでの女性の位置

3.1. 発達における少年と少女の違い

チヨドロウ (Chodrow, 1978) の研究を紹介しながら,少年と少女では,発達期における他者への依存の仕方(人間関係の問題)が異なるとして,ギリガンは次のように述べている。

少年や男性にとって,母親からの分離が男らしさの発達に不可欠であるため,分離と個別化の問題は,性のアイデンティティと深く結びはついているのです。これにたいして少女や女性にとって,女らしさあるいは女性としてのアイデンティティの問題は,母親から分離することや個別化の進行によるものではありません。女らしさは母親への愛着によって,男らしさは母親からの分離によって定義されるために,男性としてのアイデンティティは母親への愛着によって脅かされるにたいして,女性としてのアイデンティティは母親からの分離によって脅かされるということになるのです (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 7-8)。

またピアジェ,コールバーグ,レバーによる子どもの遊びについての研究をふまえて,次のように述べている。

レバーが面接した少女のほとんどが,ケンカが起きると遊びをもうやめると主張したのです。つまり少女はケンカを解決するための規則の体系を苦心してつくりあげるよりは,むしろ人間関係の継続を遊びの継続に優先させているのです (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 11)。

ピアジェは,少年と異なり,少女は規則に対して実際的・寛容的な態度をとることを観察し,その結果,「ピアジェが人間の道徳性の発達には不可欠とみなしている規則感覚は,『少女においては少年と比較してずっと発達が遅れてしまっている』のです」 (Gilligan,C., 1982 訳 1986 訳 : 10)。

ここから明らかなように,ギリガンは,少年と少女の遊びに対する態度が異なるという知見から,少女が少年に比べて道徳性の発達において遅れているとするピアジェやレバーの解釈を批判しているのである。

ギリガンは,人間の発達に関するエリクソンの図式も批判する。エリクソンは人間の心理的・社会的発達について八段階の図式を提示しており,青年期は五番目の段階にあたるとしている。この八段階の記述において,エリクソンがもっぱら念頭においているのが,男の子であることが問題なのであり,ギリガンは,「エリクソンはこのように男女差があることを観察にしたにもかかわらず,彼の描くライフサイクル諸段階の図式は変更されないままなのです」 (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 14) と述べている。

結局,ギリガンはこれまでの心理学者たちの研究を,次のように総括する。

これまでに男女差についての数々の観察結果は,「性役割は人間の行動のもっとも重要な決定要因である。心理学者たちは,実証研究をはじめるや否や,その研究において男女差があることに気づくのである。」というデイビッド・マックレランドの研究を裏書きしています。 ···· (中略)
··· このようなわけで,

「男性の行動を人間の一般的な“規範”とみなす,女性の行動はその規範からある意味で逸脱しているとみなしてきたのです。」このように,いままで女性が心理学的な期待の標準にあっていない場合には,一般に,女性のほうに問題があるという結論が下されてきたのです (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 17)。

3.2. 二つの道徳性

ギリガンは、これまでの発達理論の研究を振り返って、道徳には、権利に重きをおく道徳と責任に重きをおく道徳があるとする。そして「権利に重きをおく道徳は、結びつきよりも分離を強調する点において、また人間関係よりも個人を第一義的なものとみなす点において、責任に重きをおく道徳とは異なっています。」(Gilligan,C., 1982 訳 1986:26) と述べている。つまり責任に重きをおく道徳は、自分の権利を主張することよりも、一般の人びとも含めた道徳生活に力点があり、「強固な文脈依存的な相対主義に立っている」のである (Gilligan,C., 1982 訳 1986:30)。このように、ギリガンは道徳には2つの水準（位相）もしくは次元があることについては、承認している。彼女が問題とするのは、これまでの発達理論研究者が、権利に重きをおく道徳を優位としていることである。「権利に重きをおく道徳」は男性に特徴的に見られる道徳であること、道徳の2つの水準（位相）もしくは次元が、男性優位的な価値観の上で序列づけられていることを批判しているのである。

4. II 人間関係のイメージ

4.1 ハインツのディレンマ

ギリガンは、1914年にフロイトが書いた「ナルシシズム」という小論を取り上げている。この論文では、愛する能力の発達が、母親にたいする愛と自己にたいする愛との対照で論じられているのであるが、このフロイトの図式では、男性はうまく捉えられるが、女性はうまく捉えられないことを、ギリガンは問題にする。

そこで、コールバーグが提示したハインツのディレンマを用いて、男性と女性における道徳判断の違いを明らかにしている。ハインツのディレンマとは、「被験者に二つの道徳判断のあいだのディレンマを提示して、被験者がそれを解決していく論理を追っていくことによって、青年期の道徳性の発達を測定」するためにコールバーグによって考え出された一連のディレンマの一つである (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 40)。具体的には、ハインツという男性が、自分には「買う余裕のない薬を、妻の命を救うために盗むべきかどうかを考えている」(Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 40) というディレンマである。

4.2. 男の子と女の子へのインタビュー

ギリガンは、このディレンマを被験者である11歳の男の子ジェイクと11歳の女の子エイミーへのインタビューを通して明らかにしている。ジェイクは薬を盗むべきだと考えるのに対して、エイミーは盗むべきではないとする。ジェイクは、このディレンマを財産と生命との価値観の葛藤と捉えた上で、生命に優越性を与える。法律は人間のつくったものであるから間違もあるし、変更することもできる。それ故、生命に優越性を与えて盗むべきと考えるのである。

これに対して、エイミーは以下のように答えている。

ハインツは盗んじやいけないと思うわ。ハインツは、そのお金を人に借りるとか、ローンなんかにするとか、もっと別の方法があるんじゃないかしら。ハインツは絶対にその薬を盗んではいけないわ。でも、ハインツの奥さんも死なせてはいけないと思うし (Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 44)。

エイミーのこの答えに、ギリガンは「彼女は、財産でも法律でもなく、むしろ盗みをすることの、

ハインツと彼の妻との関係に及ぼす影響を考慮した答え方をする」という解釈を加えている（Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 44 頁）。さらに、「ジェイクは論理的演繹によって解決することができる、生命と財産との葛藤としてみているのにたいして、エイミーは人間関係のあるべき姿に従って、適切な手当てをしなければ、人間関係は破綻してしまうと考えている」とする（Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 51）。

道徳判断には、分離を通して特徴づけられる自己を前提にするものと、結びつきを通して特徴づけられる自己を前提にするものとがあり、前者が男性型であるとするならば、後者は女性型であると断じている。そしてこれまでの多くの道徳性発達の理論では、発達を通して「分離を通して特徴づけられる自己」に到達する、つまり「分離を通してとおして特徴づけられる自己」の方が「結びつきを通して特徴づけられる自己」よりも優位であるとしてきたことが問題なのだと指摘している^{注8}。

5. III 自己と道徳の概念

5.1. ケアの倫理

IIで道徳判断には男女差があると論じたギリガンは、この男女差の問題をさらに一般化して、道徳の領域においては、二つの異なった解釈があるとして、「一つは、伝統的に男らしさや社会的権力がかかわっている公的世界に関連している解釈」であり、「もう一つは、女らしさや家庭的交流が中心となっている私的世界に関連している解釈」であるとする（Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 120）。また女性の道徳領域の規定の仕方は、男性とは異なっており、「女性は道徳問題を権利や規則の問題としてではなく、むしろ人間関係におけるケア（思いやり）と責任の問題として考えている」と述べている（Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 127）。そして権利や規則の問題として捉える考え方とは、公正の形式論理（formal logic of fairness）であるのに対して、人間関係におけるケア（思いやり）と責任の問題として捉える考え方とは、ケアの倫理（ethic of care）であるとする。

このように女性の道徳発達が、男性のそれとは異なることを、ギリガンは妊娠中絶すべきかどうか悩んでいる女性 16 名へのインタビューを通して明瞭にしている。従来の発達理論の批判的検討を通して浮かび上がった仮説を、インタビュー調査によって裏づけていることが、ギリガンの研究を卓越したものにしている。

6. IV 危機と移行、V 女性の権利と女性の判断、VI 成熟の姿

IVでも、妊娠中絶を決定した女性へのインタビュー調査の結果が丁寧に説明されている。ギリガンの結論は、IIIと変わらないが、中絶を考えることを通して、女性がケアの倫理を発達させていくことが示されており、以下の言葉でこの章をしめくくっている。

人間関係の心理は、やはり立ちもどって、人との関係を再発見すること、つまり、自分も他人も相互依存の関係にあり、人生は、どんなにそれ自体が価値あるにせよ、人間関係のなかでのケアによって維持されるのだと実感することにあります（Gilligan,C., 1982 訳 1986 : 224）。

Vでは、ギリガンは、『フロス河畔の水車場』（1860 年）と『滝』（1969 年）を取り上げている。どちらも恋愛小説であり、女性主人公が、友人の夫に恋愛感情を抱き、三角関係に陥るというストーリー

であるが、両者の結末は少し異なる。『フロス河畔の水車場』では、主人公は解決不能のディレンマに陥り、溺死してしまう。これに対して『滝』では、主人公は社会的圧迫を取り除かれて友人の夫を愛する気持を語るという構成になっている。

このようにストーリーそのものは異なるが、女性主人公が抱えるディレンマは同じだとして、ギリガンはこのディレンマを考察する。そしてこのディレンマは、個人の要求のために「自然な絆」分解させる権利の倫理（morality of rights）と、個人の要求を人間関係のなかに組込む責任の倫理（morality of responsibility, もしくは ethic of responsibility）との対立として捉えることができるとしている。また権利の倫理と責任の倫理という二項対立は、利己主義と責任、あるいは利己主義と自己犠牲という言葉でも表現されている。

ギリガンは、権利の倫理と責任の倫理を、III IVと同様に、妊娠中絶のディレンマに陥った女性へのインタビュー調査を通して考察していく。

ギリガンが記しているように、1973年にはアメリカ最高裁判所が中絶の合法性と女性の中絶決定権を認めた。このような時代状況のなかで、妊娠中絶の問題はタイムリーな話題であり、女性のディレンマを明瞭にしやすいテーマだったといえる。

ここまで述べれば、もはや明らかであろう。権利の倫理と責任の倫理にどうやって折り合いをつけるのか、さらに言えば、独立（分離）を前提とした権利の倫理を、いわば補完するものとして相互依存を前提とするケアの倫理の重要性を、ギリガンは主張するのであった。

VIは、これまでの議論を総括する章である。人間発達の心理現象は、自己と他者の分離(separation)と、自己と他者の愛着(attachment)によって捉えることができる。分離は自分の人格の統合をめざすことであり、権利の倫理によって正当化される。これに対して愛着は他人に対してケアすることであり、責任の倫理によって支持され、自己と他者の主張を均衡化する。権利の倫理は平等(equality)にもとづいているのに対して、責任の倫理は公正 (equity) にもとづいている。つまり責任の倫理は、各自の要求がそれぞれ異なることを前提にして、その要求に共感し、ケアすることをめざしている。平等にもとづいて正義が導出されるのに対して、公正と非暴力—何人にも傷つけられるべきでないということ—にもとづいて正義が導出されるのが、ケアなのである。

このように正義とは異なるケアの重要性を指摘した上で、ケアの倫理によってこそ、女性を正確に捉えることができるのだとしている。

7. 中間考察

ギリガンの主張を丁寧にあとづけてきたので、ケアの倫理の要諦は示すことができたようだ。ギリガンの主張は明瞭である上に、少々図式的でもある。それゆえ、男性と女性を対照的に捉え過ぎているのではないかという批判をすることは容易であろう。たしかにこの批判はある程度あたっている。しかしこのような言挙げをするよりも、ギリガンの根底的な問い合わせから生み出されたケアの倫理の意義を考えていくことが重要である。

ギリガンは直接ロールズを取り上げているわけではないが、ギリガンの主張が結果的に、ロールズへの批判になっていることは興味深い。それではロールズの正義論の問題点は何か。その問題点として、ロールズの正義論の根底にある人間観をあげることができる。

ロールズの正義論は、原初状態において意思決定する主体が合理的な意思決定ができる主体であることを前提にしている。このような主体をギリガンの言葉に翻案するならば、「分離を通して特徴づけ

られる自己」であり、この自己のもとで権利の倫理が醸成されるのである。違った言い方をすれば、原初状態において想定されているのは、対等な（対称的な）主体相互の関係なのである。

そもそも西欧近代において、〈個人〉が発見され^{注9}、自律した個人を前提として社会制度が立ち上げられていったことは、近代社会の制度が個人主義にもとづいて構成されていることを示しており、その歴史的意義は高く評価さるべきである。しかし意思決定できる自律した個人＝「自律的に意思決定できる自立した行為者」というのは、あくまでフィクションであって、現実社会にはそのような主体が完全な形で存在することはほとんどないであろう。この「自律的に意思決定できる自立した行為者」を「フィクションとしての個人」と呼ぶことにする。

もちろん理論的説明に用いられるモデルもしくは理念型は単純化されたものであるから、現実に存在する必要はない^{注10}。モデルないし理念型は、現実の中核的な部分を切り取ったものとして存在すればよいと考えられている。換言すれば、理論的説明を行うために、前提をおくことが不可避であることは認めなければならない。むしろ問題となるのは、その結果導出される社会像に制約が出てきて、現実社会のある部分を捉えきれていないのではないかということである。社会理論を構築する際の困難さはここにある。

翻って、ギリガンの主張する「ケアの倫理」は、すでに述べたように「結びつきをとおして特徴づけられる自己」にもとづいている。結びつき＝相互依存が意味するのは、必ずしも対等な（対称的な）主体相互の関係ではないということである。具体的には、親－子（幼児）、健常者－障がい者、富める者－貧しい者、といった対等でない関係（圧倒的な非対称）を含んでいるのである。

ギリガンの主張が、ロールズの正義論とどのように異なるかについては、その特徴的な差異を明らかにした。新たな正義論の端緒については、センのケイバビリティ論を紹介した上で考えることにしよう。

IV センの『不平等の再検討』

1. セン

センはインドのベンガル州出身の経済学者・哲学者である。イギリスのケンブリッジ大学トリニティカレッジに留学し、経済学と哲学の分野で研究を続け、1998年にノーベル経済学賞を受賞している。多数の業績があるが、ここではケイバビリティを論じた『不平等の再検討』（Sen,1992、訳 1999）を取り上げる。

原著は207頁であり、日本語訳は文庫本版（岩波現代文庫）で393頁である。この書籍では、経済学理論の知識を前提にして論じられているので、経済学理論の知識にある程度習熟していないと、読みづらく感じられる。またセン自身の独特的用語法があるので、そこでセンの用いる言葉を、社会学における用語系に関連づけることによって、彼の言わんとするところをできるだけ明瞭にしてみたいと思う。

2. 『不平等の再検討』の構成

本書の構成は以下の通りである。

序章 問題とテーマ

第一章 何の平等か

- 第二章 自由, 成果, 資源
- 第三章 機能と潜在能力
- 第四章 自由, エージェンシーおよび福祉
- 第五章 正義とケイパビリティ
- 第六章 厚生経済学と不平等
- 第七章 貧しさと豊かさ
- 第八章 階級, ジェンダー, その他のグループ
- 第九章 平等の要件

センを有名にしたケイパビリティ^{注11}という概念を理解するためには、第三章から第七章までに内容が重要になってくる。そこでここでは、第三章から第七章までの内容を紹介することにしよう。

3. 第三章 機能とケイパビリティ

第三章では、セン独特の言葉の使い方である機能(functionings)についての説明がなされている。「生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり(being),何かをすること（doing）の集合からなっていると見なすことができる」と述べている(Sen, 1992, 訳 1999 : 67)。重要な機能として、「適切な栄養を得ているか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「早死にしていないか」「幸福であるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」などをあげている。ここから明らかなように、人びとの日々の生活において、充足されなければならない必要不可欠な条件という意味で、機能という言葉が用いられたのである。わざわざ機能といわなくても、人びとの日々の行為と呼んでもよいものである。

ケイパビリティとは、人びとが行うことのできる様々な機能の組み合わせをあらわしているから、多くの機能を遂行できれば、その人のケイパビリティは高いということになる。

ケイパビリティは複数の機能の集合であるから、一つの機能のみによって人びとの福祉の状態を測定することはできないということを言おうとして、センはケイパビリティ概念を提示したと考えられる。そして「ケイパビリティアプローチの重要な点は、財や所得や効用等といった空間から離れて、生活の構成要素から成る空間で議論するということにある。」と述べている(Sen, 1992, 訳 1999 : 81)。

センは、このケイパビリティという概念によって、経済学を中心とした、これまでの不平等問題についての議論の仕方を批判していくのである。

4. 第四章 自由, エージェンシーおよび福祉

センは、人びとの日々の生活を考える上で、「エージェンシー（agency）しての側面」と「福祉としての側面」とを区別している。エージェンシーという言葉は、日本語に訳しにくい言葉である。

エージェンシーに似た言葉として、社会学では行為(action)もしくは行動(behavior)という言葉を用いている。エージェンシーは、文化人類学ではしばしば用いられている。社会学の世界にエージェンシーを普及させたのはイギリスの社会学者ギデンズ(Giddens, 1979 訳 1989)である。エージェンシーという場合、行為もしくは行動が、人びとの活動を観察者の視点から客観的に捉えた概念であるのとは対照的に、人びとが活動に主体的に関与し、介入することに注目し、その点を強調することに力点がある。そこでエージェンシーの訳語としては、主体的行為が使われている。

「エージェンシーとしての達成」とは、「その人が考えている目標や価値の全体を成し遂げる」ことであり、例として、「母国の独立を目指すとか、自分の地域社会の繁栄を目指すとか、あるいは何か広い目標を追求する」ことをあげている（Sen,1992, 訳 1999 : 97-98）。これに対して、「自分自身の福祉の達成」とは、文字通り自分自身の生活を快適にすることである。センの主張を敷衍するならば、例えば、国境なき医師団として開発途上国に出向き医療に従事するという行為は、自らの使命を遂行するものであるから、「エージェンシーとしての達成」はなされるのであるが、病気や内乱にさらされるため、「自分自身の福祉の達成」は減少するということになるのである。ここから明らかなように、センは、人びとの幸福を考える場合、その生活は「エージェンシーとしての側面」と「福祉としての側面」からなっているから、両側面を考えることが重要だとしている。

5. 第五章 正義とケイパビリティ

正義という言葉からある程度想像できるように、ロールズの正義論の批判的な検討がなされている。センの考えが明瞭に示されている文章を引用しておこう。

世界中の目を引くような不正義の多くは、「政治的リベラリズム」や「寛容の原理」を唱えることが容易でもなければ、特に助けになるわけでもない社会的状況の中で起きている。だからといって、こういった事柄を「正義の政治的構想」の外におくことは、その正義の領域を深刻なまでに狭くしてしまうことになる。世界中の社会的制度の政治的選択において、正義と不正義の顕著な問題は多い。・・・・・（中略）・・・・・「政治的」ということの限界をそれほど狭くとらえる必要はないと思われる。世界中に広がる不平等と不正義の問題は、もっと制限の緩いアプローチを必要としている。

これまでの議論では、ロールズが最近強調している「寛容」という側面に照らして見るとロールズの正義の領域が限定されたものであることを指摘してきた（Sen,1992, 訳 1999 : 139-140）。

この文章に示されているセンの主張は、次の2点からなる。第1に、民主主義がそれほど実現されていない政治体制（社会）のもとで、ロールズの正義の二原理をどう実現するのかという問題である。これは、民主主義的な意思決定のシステムが十分に整備されていない政治体制のもとでは、正義の二原理は実現できないのではないか、そういう政治体制があること自体が問題ではないかという根底的な問題である。第2に、格差原理は社会の構成員すべてを念頭においていたものなのかどうかという問題である。これは、ロールズが格差原理の説明において、もっとも不遇な階層としてイメージしているのが、具体的には非熟練労働者の人びとであって、身体的・精神的な障がいを持った人びとを排除していることである（Rawls,1971 訳 2010 : 131-132）。理論的な説明のためとはいえ、こういう前提を設定していることは問題だと言わざるを得ない。

ロールズは基本財に注目し、基本財の平等な保有によって正義は実現されると考えていた。基本財については、すでにロールズの正義論を紹介した際にふれたが、再度示しておこう。ロールズは、自然本性的な基本財として、健康、体力、知能、想像力をあげ、社会的な基本財として、権利、自由、機会、所得と富、（社会的）自尊をあげている。

センは、ロールズの基本財の平等な保有という考え方を、次のように批判している。

基本財や資源を、「機能やその他の成果の様々組み合わせ」から選択へと変換する能力には個人間で差が生じるので、たとえ基本財や資源の保有が平等であっても、人々が享受している実際の自由は深刻な不平等を伴っているかもしれない（Sen,1992, 訳 1999 : 142—143）。

センによれば、ケイパビリティは、「実際に享受している自由を表している」のである（Sen,1992, 訳 1999 : 143）。ここでいう「自由」という言葉は、セン独特の使い方でわかりづらいので、説明を加えておく。「享受している自由」とは、行為者の自由が多い、行為者が自由を実現できているという意味である。つまり多くの行為を実現できていることである。平易に言えば、日々の生活で実現できる行為が多いことである。自由を享受しているということを、具体的な場面として消費行動を設定して考えてみよう。車を購入できること、日々の食生活で食事のメニューを選べること、十分な栄養がとれること、着替えをしお洒落を楽しむことのできる衣類があることのように、様々な行為を実現できることができ、自由を享受しているということであり、そういう人のケイパビリティは高いと考えられているのである。

センは、ケイパビリティを、基本財と区別することが重要だとする。ケイパビリティと基本財との違いとして、センは、たとえ多くの所得（基本財）を持っていたとしても、障がいのある人のケイパビリティが低いことをあげている。結局、平等は、ケイパビリティの概念によって捉えなければならないとするのである。

センのロールズ批判は、ロールズの正義論に欠落している部分を俎上にのせ、批判しているので、理論内在的な批判というよりも、理論外在的な批判というべきかもしれない。ただし外在的批判であったとしても、すでに述べたように、ロールズが格差原理の説明において、身体的・精神的な障がいを持った人びとを排除していることは、ロールズの正義論が抱え込んだ陥穂であるし、正義論の射程にかかる大きな問題でもある。

6. 第六章 厚生経済学と不平等

不平等の測定には、「到達度の平等」という考え方と「不足分の平等」という考え方とがあるとして、次のように述べている。

仮に、最も恵まれた環境の下で、個人1が最大限達成できるものを x とし、個人2が最大限達成できるものを $2x$ としよう。その時に到達度が平等であるということは、常に個人2を達成可能な水準以下に留めてしまうことになる。（Sen,1992, 訳 1999 : 162—163）

ここでセンが言おうとしていることを、具体的な数値で示してみよう。社会全体が $2.4x$ 達成できるときに、「到達度の平等」のルールにしたがうと、個人1の達成できるものは x であり、個人2の達成できるものも x に制限されて、個人1と同じになるから、個人1と個人2の総和は $2x$ にとどまる。これに対して、「不足分の平等」のルールのもとでは、不足分を個人1も、個人2も、 $0.3x$ として平等にすると、個人1の達成できるものは $0.7x$ であり、個人2の達成できるものは $1.7x$ であるから、個人1と個人2の総和は $2.4x$ となり、社会全体の達成度は高くなる。

より具体的な例を考えてみよう。学校教育において、「到達度の平等」のルールのもとで、学力の低い生徒にあわせて教育するならば、学力の高い生徒の学力の向上がストップしてしまい、社会全体の学

力が低水準にとどまってしまうということがこれにあたる。もちろん過度な受験競争を煽るのはよくないが、学力の高い生徒の学力を伸ばしていくかないと社会全体の生産力や、広い意味での社会の有する力が低下してしまうのである。このように書くと、「不足分の平等」の方がよいと主張しているように理解されるかもしれないが、センは、不平等を測定することの難しさを通して、各人のケイパビリティおよび社会全体の達成度を考慮して、平等と不平等を考えることが重要だとしているのである。

またロールズは、「一番恵まれない人の境遇を引き上げる」というマキシミン・ルールを採用しているが、このマキシミン・ルールの適用を障がい者には認めていない（Rawls, 1971 訳 2010 : 131-132）。なぜなら、ロールズは理論の射程を社会的協働に従事可能な人々に限定することによって、正義論の体系的な構築を目指していたからである。障がい者の場合、基本財を変換するケイパビリティの欠落していることが問題なのであるが、ロールズはこの点を理論から排除しているのである。この点について、センは、「（ジェンダー、年齢、環境などの）集団に固有のパラメータの違いや個人のパラメーター（遺伝的な形質）の違いによって、たとえ所得分布は平等であっても福祉水準は極めて不平等になるかもしれない。」と述べている（Sen, 1992, 訳 1999 : 173）。このように、福祉水準における不平等を的確に捉えるものとして、ケイパビリティという概念の意義を強調している。

7. 第七章 貧しさと豊かさ

貧しさと豊かさを考えるにあたり、センは所得に焦点をあてることの問題点を、次のような例をあげて指摘している。

ここで二人の人、A と B を考えることにしよう。A は B より所得水準がいくらか低いものとする。しかし B は腎臓に障がいがあり、とても費用のかかる透析器具を使わなければならず、そのため A に比べて困窮した生活を強いられている。ここでどちらの人がより貧しいと言えるだろうか。所得の低い A だろうか、それともケイパビリティの集合が A より制約されている B だろうか。（Sen, 1992, 訳 1999 : 189）

実際、ある基本的な「機能」とそれに対応する「ケイパビリティ」に着目する方が、特定の財の集合や特定の機能を達成する方法に着目するよりも、問題となっている困窮の重大さについて広い合意が得られやすい。・・・・・（中略）・・・・・

この点こそ、特定の財からなる「基本的ニーズ」よりも、ケイパビリティの欠如という観点から貧困をとらえるべきであるとする根拠の一つである。（Sen, 1992, 訳 1999 : 192）

所得で測った相対的な貧困は、ケイパビリティにおける絶対的な貧困をもたらすことがある。豊かな国において、同じ社会的機能（例えば、人前に恥をかかげに出されること）を実現するために十分な財に購入するには、より多くの所得を必要とするかもしれない。同じことは「コミュニティーで暮らしていく能力」についても言える。これらの一般的な社会的機能の達成に必要な物的条件は、そのコミュニティーにおいて他の人々が標準的に持っているものが何であるかによって変わってくる。

インドの農村で暮らす人であれば、比較的ささやかな衣服でも恥をかかげずに人前に出しができる、電話やテレビがなくてもコミュニティーで暮らしていくことができる。（Sen, 1992, 訳 1999 : 201-202）

言うまでないが,センはケイパビリティ概念の重要性を強調するが,所得によって不平等を測定することを否定しているわけはない。所得による不平等(より正確に言えば低所得の人々)が,ケイパビリティの欠如とどうつながっているのか,つまり低所得であってもケイパビリティは保持されているのか,逆にそれなりの所得はあるが,ケイパビリティが欠如しているのではないかといったことを考察することが重要だとする。そして,ケイパビリティの概念によってこそ,不平等や正義は正確に捉えられると言ふは主張しているのである。

IV 新たな正義論の可能性

ギリガントンとセンを紹介したので,ロールズの正義論とギリガントンのケアの倫理との違い,さらにはロールズの正義論とセンの提唱するケイパビリティ概念との違いは,もはや明らかであろう。

ロールズの正義論が陥った難点は,「自律的に意思決定できる自立した個人」を前提にしたことにある。あえて単純化するならば,ロールズの正義論は男性中心の倫理である。これに対してギリガントンのケアの倫理は,相互依存にもとづく女性や社会的弱者からの倫理である。センのケイパビリティも,多様な他者へのまなざしに支えられている。

それではロールズの難点を克服するには,どうすればよいだろうか。ロールズの正義論の論理的整合性を完全に否定することはできないであろう。しかしロールズの『正義論』が1971年に刊行されて,すでに50年以上経っている。この50余年に,グローバリゼーションは進行し,科学技術は驚異的な進展を遂げた。「人新世」や「ポストキャピタリズム」という言葉が生まれたことからもわかるように,圧倒的な非対称^{注12}は増大しているようと思われる。圧倒的な非対称とは,具体的には,開発途上国における貧困と飢餓,世界各地における内戦(戦争)による難民,水俣病をはじめとする公害に苦しめられてきた,今も苦しめられている人々,生まれつきの障がいや難病を発症した人々のことである。

近代以降の西洋の歴史を振り返ってみると,近代西洋は,自由,平等,博愛を掲げて現代社会の基礎を創り出すと同時に,大航海時代以来の植民地主義のもとで,世界に「圧倒的な非対称」としてのく進んだ西洋一遅れた非西洋>を創り出していった。前者が近代西洋の光の部分だとするならば,後者は影の部分である。歴史の皮肉というべきものは,まさしくここにある。

圧倒的な非対称は人々に不条理な苦痛^{注13}をもたらす。不条理な苦痛を減ずるために,ケアの倫理およびケイパビリティを組み込んだ公共性を構築していくことである。その際,出発点になるのは,圧倒的な非対称のなかで不条理な苦痛を強いられている人々が「普通に生活できる存在」^{注14}として,肯定され承認されるような公共性を考えることである。公共性については,稿を改めて論ずることにするが,公共性を構築していく作業を通して,新たな正義にもとづく社会の構想が可能になるであろう。

【注】

注1 たとえば,森末(1999)を参照のこと。

注2 代案の提示が意図的であるか,非意図的であるかは,ここでは大きな問題ではない。ギリガントンの場合,意図的ではないが,彼女の主張が,結果としてロールズ批判になっていると考えられるのに対して,センは意図的に代案を提示して,ロールズの批判を試みている。

注3 ロールズの正義論については,友枝(2021)をもとに加筆した。

注4 この基礎構造は、社会学でいうところの社会階層もしくは階層構造とほぼ同義である。社会学では、社会的資源が不均等に分配された状態を社会階層もしくは階層構造と呼んでいる。社会的資源とは、社会システムの活動に使われる財のことであり、物的資源、関係的資源、文化的資源の3つからなる。富永健一（1972）は、社会的資源を表1のように分類している。社会的資源は、ロールズいう基本財とかなり重なりあっている。いうまでもないが、社会階層における上層は、この社会的資源を多く保有する人々を意味し、下層は少なく保有する人々を意味している。

表1 社会的資源の分類

	手段的（用具として）	完結的（報酬として）
物的 関係的 文化的	資本財 勢力・権力 手段としての知識・教養	消費財 威信 尊重の対象としての知識・教養

注5 自尊については、ロールズは、引用した『正義論』第一部第二章第11節ではなくて、第三部で追加している。

注6 コールバーグはアメリカの発達心理学者。6段階の道徳性発達の理論を提唱した。

注7 ギリガンの邦訳が出版された1986年には、わが国では「ケア」という言葉が普及していなかった。そのため邦訳では、careは「思いやり」もしくは「心づかい」と訳されているが、本稿では、すべて「ケア」という言葉で表現している。

注8 「分離を通して特徴づけられる自己」は権利の概念を醸成するのに対して、「結びつきを通して特徴づけられる自己」は責任の概念を醸成すると考えられている。

注9 西欧近代における「個人の発見」と「社会の発見」については、友枝（1998）および友枝（2017）を参照のこと。

注10 経済学で有名な前提は、ホモエコノミクス（経済人）という前提である。ここでは、個人は経済的合理性にもとづいて、自己の効用および利得を最大化する行為をするとされる。

注11 センの capabilityについて、「潜在能力」という訳語があるが、本稿では、すべて「ケイパビリティ」という言葉で表現している。また訳文の「障害」は、「障がい」と表記することにした。

注12 「圧倒的な非対称」という言葉は、中沢新一（2002）が用いている。

注13 「不条理な苦痛」という言葉は、市井三郎（1971）が用いている。

注14 この点については、山田真茂留（2009）の論考に示唆されている。

【引用文献】

- Chodrow,N.,1978,The Reproduction of Mothering, University of California Press. (大塚光子・大塚管子訳,1981,『母親業の再生産』新曜社)
- Giddens,A.,1979, Central Problems in Social Theory, University of California Press. (友枝敏雄・今田高俊・森重雄訳 1989, 『社会理論の最前線』ハーベスト社)
- Gilligan,C., 1982, In a Different Voice, Harvard University Press.(岩尾寿美子監訳,1986,『もうひとつの声』

川島書店)

- 市井三郎 1971 『歴史の進歩とは何か』,岩波新書。
- 森末伸行 1998 『正義論概説』,中央大学出版会。
- 中沢新一 2002 『緑の資本論』,集英社。
- Rawls,J.,1971,ATheory of Justice, Harvard University Press.(川本隆史他訳,2010, 『正義論』 紀伊國屋書店)
- 盛山和夫 2006 『リベラリズムとは何か』,勁草書房。
- Sen,A.,1992, Inequality Reexamined, Clarendon Press.(池本幸生他訳,1999,『不平等の再検討－潜在能力と自由』 岩波書店)
- 富永健一 1972 「社会体系の構造と変動」川島武宜編『法社会学講座』第4巻,岩波書店,147-201。
- 友枝敏雄 1998 『モダンの終焉と秩序形成』,有斐閣。
- 友枝敏雄 2017 「国家と市民社会」 (友枝敏雄・竹沢尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴惠著『社会学のエンセンス 新版補訂版』 211-226 有斐閣)
- 友枝敏雄 2021 「正義の二原理をどう考えるか」 (友枝敏雄・樋口耕一・平野孝典編『いまを生きるための社会学』 288-291 丸善出版)
- 山田真茂留 2009 『<普通>という希望』, 青弓社。